

岩倉市一般競争入札参加資格要件設定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、岩倉市が発注する建設工事(以下「工事」という。)のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項に規定する一般競争入札に付する場合において、岩倉市一般競争入札実施要領(平成28年10月1日施行)第3条第2項に規定する入札に参加できる条件(以下「入札参加資格要件」という。)の設定に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加要件)

第2条 市長は、公正な競争が確保できるよう、原則として入札に参加できる者の数(以下「入札参加可能者数」という。)を、予定価格5,000万円を超える工事にあつては、別表第1のとおりとし、予定価格が5,000万円以下の工事にあつては、別表第2のとおりとする。ただし、岩倉市内に営業所を有する事業者の受注機会を確保する場合その他市長が特に必要と認めた場合は、入札参加可能者数を、競争性が確保されると認められる数とすることができるものとする。

2 共同企業体が入札に参加できる工事の入札参加要件に関しては、別に定める。

(総合評定値の要件)

第3条 市長は、工事の種類及び予定価格ごとに、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第27条の23の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査による総合数値(以下「総合評定値」という。)の範囲を定めるものとする。

2 標準的な工事に係る総合評定値は、別表第3のとおりとする。

(営業所の所在地の要件)

第4条 市長は、法第3条第1項に規定する営業所(以下「営業所」という。)の所在地に関する要件(以下「地域要件」という。)を定めるにあたっては、本店(岩倉市入札参加資

格者名簿における建設業法上の主たる営業所をいう。)と支店等(契約を締結する営業所として岩倉市入札参加資格者名簿に登録された支店、事務所等をいう。)を別に定めることができる。

2 市長は、地域要件を定めるにあたっては、次に掲げる区分に応じて定めるものとする。

(1) 予定価格が5,000万円を超える工事

ア 岩倉市内に営業所を有する事業者において別表第1に定める入札参加可能者数を満たすときは、岩倉市内を地域要件とする。

イ 愛知県一宮建設事務所管内の区域を加えることにより別表第1に定める入札参加可能者数を満たすときは、その区域を地域要件とする。ただし、岩倉市に隣接する一宮市内若しくは江南市内又は一宮市内及び江南市内並びに岩倉市内に営業所を有する事業者において同項に規定する入札参加可能者数を満たすときは、その区域を地域要件とすることができる。

ウ 愛知県一宮建設事務所管内の区域に近接する尾張建設事務所管内の区域若しくは海部建設事務所管内の区域又は尾張建設事務所及び海部建設事務所管内の区域を加えることにより別表第1に定める入札参加可能者数を満たすときは、その区域を地域要件とする。

エ 工事の種類及び予定価格により愛知県内全域とすることが適当と認められ、かつ、愛知県内全域とすることにより別表第1に定める入札参加可能者数を満たすときは、その区域を地域要件とする。

オ 愛知県内全域を地域要件としても別表第1に定める入札参加可能者数を満たさないとき又は入札に参加しようとする者が少ないと見込まれるときは、地域要件を定めないことができる。

(2) 予定価格が5,000万円以下の工事で岩倉市内に営業所を有する事業者が施工することができるもの

ア 岩倉市内に営業所を有する事業者において別表第2

に定める基準参加者数を満たすときは、岩倉市内を地域要件とする。この場合においては、過去3年間支店等として営業規模を有することを入札参加要件に定めることができる。

イ 愛知県一宮建設事務所管内の区域を加えることにより別表第2に定める基準参加者数を満たすときは、その区域を地域要件とする。ただし、岩倉市に隣接する一宮市内若しくは江南市内又は一宮市内及び江南市内並びに岩倉市内に営業所を有する事業者において別表に定める基準参加者数を満たすときは、その区域を地域要件とすることができる。

ウ 愛知県一宮建設事務所管内の区域に近接する尾張建設事務所管内の区域若しくは海部建設事務所管内の区域又は尾張建設事務所及び海部建設事務所管内の区域を加えることにより別表第2に定める基準参加者数を満たすときは、その区域を地域要件とする。

エ 愛知県内全域とすることにより別表第2に定める基準参加者数を満たすときは、その区域を地域要件とする。

オ 愛知県内全域を地域要件としても別表第2に定める基準参加者数を満たさないとき又は入札に参加しようとする者が少ないと見込まれるときは、地域要件を定めないことができる。

(3) 予定価格が5,000万円以下の工事で岩倉市内に営業所を有する事業者では施工することができないもの

ア 愛知県一宮建設事務所管内の区域において別表第2に定める入札参加可能者数を満たすときは、その区域を地域要件とする。ただし、一宮市内及び江南市内に営業所を有する事業者において同項に規定する入札参加可能者数を満たすときは、その区域を地域要件とすることができる。

イ 愛知県一宮建設事務所管内の区域に近接する尾張建設事務所管内の区域若しくは海部建設事務所管内の区域又は尾張建設事務所及び海部建設事務所管内の区域を加え

ることにより別表第2に定める入札参加可能者数を満たすときは、その区域を地域要件とする。

ウ 愛知県内全域とすることにより別表第2に定める入札参加可能者数を満たすときは、その区域を地域要件とする。

エ 愛知県内全域を地域要件としても別表第2に定める入札参加可能者数を満たさないとき又は入札に参加しようとする者が少ないと見込まれるときは、地域要件を定めないことができる。

(施工実績の要件)

第5条 市長は、施工実績に関する要件(以下「施工実績要件」という。)を定めるにあたっては、工事の内容、性質又は目的により、定めるものとする。

2 類似の工事の経験を施工実績要件とする場合は、原則として過去10年間において国、地方公共団体又は特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。)が発注した工事の実績の有無等により判断するものとする。ただし、工事の件数、技術的動向等により当該施工実績要件が適当と認められない場合は、この限りでない。
(技術者の資格及び経験の要件)

第6条 市長は、当該工事を施工するにあたり配置を予定する技術者の資格及び経験の要件(以下「資格及び経験の要件」という。)を定める必要がある場合は、工事の内容、性質又は目的により必要な資格及び経験の要件を定めるものとする。

(その他の要件)

第7条 市長は、第2条から前条までの規定によるほか、必要に応じて次に掲げる入札参加資格要件について定めるものとする。

(1) 分離発注又は分割発注する工事において、同時又は同時期に入札参加の申出をし、又は入札に参加することのできる件数に関すること。

(2) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者の参加を制限すること。

(3) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がある者の参加を制限すること。

(雑則)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年6月24日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

建築、その他類する工事

等級	工事の予定価格金額の範囲	参加人員
特A	100,000万円以上	19人以上
A	100,000万円未満	16人以上
B	30,000万円未満	14人以上

土木、その他類する工事

等級	工事の予定価格金額の範囲	参加人員
A	15,000万円以上	16人以上
B	15,000万円未満	14人以上

舗装工事

等級	工事の予定価格金額の範囲	参加人員
A	15,000万円以上	16人以上
B	15,000万円未満	14人以上

水道工事

等級	工事の予定価格金額の範囲	参加人員
A	15,000万円以上	16人以上
B	15,000万円未満	14人以上

別表第2（第2条関係）

工事の予定価格金額の範囲	参加人員			
	建築、その他類する工事	土木、その他類する工事	舗装工事	水道工事
5,000万円未満	9人以上	10人以上	10人以上	10人以上
3,000万円未満	9人以上	9人以上	9人以上	9人以上

別表第3（第3条関係）

建築、その他類する工事

工事の予定価格金額の範囲	総合評定値	
	岩倉市内に営業所を有するもの	岩倉市外に営業所を有するもの
100,000万円以上	1,000点以上	1,150点以上
100,000万円未満	850点以上	1,000点以上
30,000万円未満	700点以上	850点以上
10,000万円未満	550点以上	700点以上
5,000万円未満		550点以上

土木、その他類する工事

工事の予定価格金額の範囲	総合評定値	
	岩倉市内に営業所を有するもの	岩倉市外に営業所を有するもの
15,000万円以上	850点以上	1,000点以上
15,000万円未満	700点以上	850点以上
8,000万円未満	550点以上	700点以上
3,000万円未満		550点以上

舗装工事

工事の予定価格金額の範囲	総合評定値	
	岩倉市内に営業所を有するもの	岩倉市外に営業所を有するもの
15,000万円以上	850点以上	1,000点以上
15,000万円未満	700点以上	850点以上
8,000万円未満	550点以上	700点以上
3,000万円未満		550点以上

水道工事

工事の予定価格金額の範囲	総合評定値	
	岩倉市内に営業所を有するもの	岩倉市外に営業所を有するもの
15,000万円以上	850点以上	1,000点以上
15,000万円未満	700点以上	850点以上
8,000万円未満	550点以上	700点以上
3,000万円未満		550点以上